

総行管第1046号
令和4年11月28日

外務省領事局政策課長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長
(公 印 省 略)

衆議院小選挙区の区割り改定等及び在外国民審査制度の創設に伴う
在外選挙人への周知について

第210回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号。以下「公選法改正法」という。）が本日公布されました。また、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和4年法律第86号。以下「国民審査法改正法」という。）は令和4年11月18日に公布されたところです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、在外選挙人への周知について御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 衆議院小選挙区の区割り改定等に伴う周知について

公選法改正法の施行日（令和4年12月28日）以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙においては、「改定後の小選挙区」により投票が行われることとなります。

この点、在外選挙人証には小選挙区名が記載されており、区割り改定に伴い選挙区が変更となった在外選挙人が、区割りが改定されたことを知らない場合、選挙区を誤って投票する可能性があります。

つきましては、在外公館の窓口には在外選挙人向けのチラシ（別添1）、制度改正周知チラシ（別添2）及び新区割り地図（別添3）を設置するなど、在外選挙人への周知について御協力を賜りますようお願いいたします。

また、在外公館等における在外投票（以下「在外公館投票」という。）に際しては、選挙区が変更となった在外選挙人に対し、改定後の選挙区において投票を行うよう注意喚起するとともに、在外選挙人証の「衆議院小選挙区」欄に変更前の選挙区が記載されている場合には、在外選挙人証の再交付申請を行うように周知いただきますようお願いいたします。

なお、公選法改正法の施行日以後の初回の総選挙の公示日前日までにその期日を告示される衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙等においては、「改定前の小選挙区」

により投票が行われることとされていますのでご注意ください。

(参考) 衆議院小選挙区の区割り改定等に関する総務省HP

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html

2 在外国民審査制度の創設に伴う周知について

今回の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）の改正は、国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、分離記号式投票による在外投票を可能とすること等を目的として行われました。

これにより、審査人は、在外公館投票（点字投票を行う場合を除く。）又は郵便等による在外投票を行う場合には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第1項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを封筒に入れて在外公館の長に提出し、又はこれを郵便等により送付しなければならないものとされました。

ただし、在外公館投票における点字投票を行う場合に限っては、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで、これを封筒に入れて在外公館の長に提出しなければならないものとされました。

また、在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、在外公館投票をしようとする審査人に知らせなければならないものとされました。

つきましては、制度改正周知チラシを別途送付することとしておりますので、在外公館の窓口に設置するなど、審査人への周知について御協力を賜りますようお願いいたします。

併せて、在外公館投票をしようとする審査人に対する、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知に万全の措置を講じられますようお願いいたします。

なお、国民審査法改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされています。

総務省自治行政局選挙部管理課
TEL : 03-5253-5573 (直通)
Mail : senkyo.kanri@soumu.go.jp